

鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、境港貿易振興会（以下「振興会」という。）が行う境港トライアル経費助成等の事業について、その経費の一部を助成することにより、境港の利用促進及び境港定期コンテナ航路を活用した新たな輸送貨物の創出に寄与し、県内産業の発展に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 境港定期コンテナ航路

境港と日本国内外の港との間を定期的に運航しているコンテナ航路（国際フィーダー航路含む）をいう。

(2) 荷主

直接貿易においては船価証券（B/L）に荷送人もしくは荷受人として記載のある者、または間接貿易においては船価証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人または終点となる荷受人のうち1者とする。

(3) TEU

20フィートコンテナ1本を1TEUとする。なお40フィートコンテナは2TEUとする。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する振興会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の額に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年7月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助金の増額を伴う変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業 ^{注1}	2 事業実施主体 ^{注2}	3 間接補助対象経費 ^{注3}	4 間接補助率等	5 補助率
境港を試験的に利用して新たな物流ルートの構築に取り組む事業	(1) 境港を利用したことのない新規荷主 (2) 間接補助事業の実施予定年月日の属する年度の前年度に境港利用実績がない荷主	①物流ルート構築のための計画策定費用 ②輸送品質確認のための検証費用 ③トライアル輸送にかかる経費 ・日本国内の陸送費 ・梱包、保管料 ・通関、港湾荷役料など利用港での諸経費 ・海上運賃	2分の1 (上限額) 500千円	10分の10

注1 間接補助事業について

- ・間接補助申請内容について県の他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助事業の対象としない。

注2 事業実施主体について

- ・いずれも国内に本社、支店等を置いていること。

注3 間接補助対象経費について

- ・消費税及び地方消費税額は、補助対象経費には含まない。
- ・補助対象経費は、補助対象事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等を確認できるものに限る。

様式第1号（第5条関係）

年度鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業計画書

事業名	事業内容	摘要

県の他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

※県の他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第11条関係）

年度鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業報告書

年月日	利用事業者	利用航路	区分 (輸出・輸入)	実績 (TEU)	間接補助 対象経費 (円)	間接 補助金額 (円)

県の他の補助金の活用の有無（有・無）

※県の他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第3号（第5条、第11条関係）

年度鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

費目	本年度決算額	前年度決算額	差引	摘要
計				

（支出の部）

（単位：円）

費目	本年度決算額	前年度決算額	差引	摘要
計				

境港貿易振興会
会長

様

鳥取県知事

年度鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。